

訪問介護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	一般社団法人ななつ星
主たる事務所の所在地	〒390-1401 長野県松本市波田 10070-7
代表者（職名・氏名）	代表理事 萩原 ゆみ子
設立年月日	平成 28 年 2 月 24 日
電話番号	0263-31-0450

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ななつ星	
サービスの種類	訪問介護・介護予防訪問介護・総合事業	
事業所の所在地	〒390-1401 長野県松本市波田 10070-7	
電話番号	0263-31-0450	
指定年月日・事業所番号	平成 28 年 4 月 16 日指定	2070203746
管理者の氏名	萩原 ゆみ子	
通常の事業の実施地域	松本市 塩尻市 山形村	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス、介護予防サービス、総合事業サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保険・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

高齢者虐待防止の推進	利用者の人権擁護、虐待の防止等を推進するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決める等の措置を講じます。
業務継続計画の策定	感染症や災害時に継続的にサービス提供ができる体制を講じます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護（介護予防訪問介護・総合事業）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴・排泄や食事等の介助・調理・洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるため介助や専門的な援助を行います。 （例）起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換等
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 （例）調理、洗濯、掃除、買い物など

5. 営業日時

営業日	年中無休
営業時間	午前7時から午後18時まで サービスの提供時間は午前6時から午後22時までとし、緊急時には24時間対応するものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤2人、非常勤3人
都道府県知事が認めた研修の修了者	非常勤3人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者（訪問事業責任者）の氏名	萩原 ゆみ子
サービス提供責任者（訪問事業責任者）の氏名	小山 京子

8. 利用料（令和元年10月1日より）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払い頂く「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2・3割（平成30年8月から）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担頂きます。

（1）訪問介護の利用料（令和3年4月1日より）

【基本部分】

サービスの内容 一回あたりの所要時間		基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
身体介護中心型	20分未満	1,705円	171円
	20分以上30分未満	2,553円	255円
	30分以上1時間未満	4,043円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,912円	591円
	1時間30分以上	30分増す毎に858円加算	30分増す毎に86円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増す毎に673円加算 （身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る）	25分増す毎に67円を加算
生活援助中心型	20分以上45分未満	1,868円	187円
	45分以上	2,297円	230円

（注1）「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の金額をご負担頂くこととなりますのでご留意下さい。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000 円	200 円
生活機能向上連携加算	指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、共同して利用者の心身の状況等を評価した上で生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	1,000 円	100 円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000 円	100 円
夜間・早朝・深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	
特定事業所加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供責任者毎に作成された研修計画に基づく研修の実施 ・ 利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項の伝達を目的とした会議の定期的な開催 ・ 利用者情報の文書による伝達、訪問介護員からの報告 ・ 健康診断の定期的な実施 ・ 緊急時における対応方法の明示 ・ 介護職員等のうち介護福祉士の占める割合が30/100以上 	上記基本部分の10%	

<p>介護職員処遇改善加算Ⅳ</p>	<p>キャリアパス要件Ⅰ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めてあり。その内容に応じた賃金体系を定めている。以上就業規則等の明確な根拠規定を所面で整備し、すべての介護職員に周知している。</p> <p>キャリアパス要件Ⅱ 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導を行い、能力評価を行う</p> <p>資格取得のための支援の実施</p>	<p>上記基本部分の 14.5%</p>
--------------------	--	----------------------

(2) 介護予防訪問介護の利用料

【基本部分】

<p>サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)</p>		<p>基本利用料 ※(注1)参照</p>	<p>利用者負担金 (自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照</p>
<p>介護予防 訪問介護費Ⅰ</p>	<p>1週間に1回程度の 介護予防訪問介護が 必要とされた場合</p>	<p>12,006 円</p>	<p>1,201 円</p>
<p>介護予防 訪問介護費Ⅱ</p>	<p>1週間に2回程度の 介護予防訪問介護が 必要とされた場合</p>	<p>23,983 円</p>	<p>2,399 円</p>
<p>介護予防 訪問介護費Ⅲ</p>	<p>1週間に3回程度以上 の介護予防訪問介護 が必要とされた場合 (要支援2の利用 者のみ対象)</p>	<p>38,052 円</p>	<p>3,806 円</p>

(注1)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金（自己負担1割の場合）
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000 円	200 円
生活機能向上連携加算	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上で生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合（1月につき）	1,000 円	100 円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めてあり。その内容に応じた賃金体系を定めている。以上就業規則等の明確な根拠規定を所面で整備し、すべての介護職員に周知している。 キャリアパス要件Ⅱ 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導を行い、能力評価を行う 資格取得のための支援の実施		上記基本部分の10%

(3) 総合事業の利用料

【訪問型サービス A】

サービスの内容 (1回につき)		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割)
訪問型サービスⅣ	月1回～週2回まで	2,060円	206円
訪問型サービスⅤ	週2回を超える程度	2,060円	206円

(4) 支払い方法

上記の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の15日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落としさせていただきます。 銀行 支店 普通口座
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の15日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振込み下さい。 JA 松本ハイランド 芳川支所 普通 0029199
現金払い	サービスを利用した月の翌月の15日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払い下さい。

9. 緊急時における対処方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や窓口は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0263-31-0450 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	松本市 高齢福祉課	電話番号 0263-34-3213
	塩尻市 長寿課	電話番号 0263-52-0285
	山形村 保健福祉課介護係	電話番号 0263-98-2100
	安曇野市 介護保険係	電話番号 0263-81-1636
	長野県国民健康保険団体連合会	電話番号 0262-38-1580

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行う事ができませんので、あらかじめご了承下さい。

- ①医療行為及び医療補助行為
- ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借等、金銭に関する取扱い
- ③他の家族の方に対する食事の準備など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供等はお断り致します。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用出来なくなった時は、出来る限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡下さい。

(4) キャンセル料金

ご利用前日 18 時まで連絡があった場合	無料
ご利用当日の場合	500 円（容体急変時は不要）

以上のとおり、居宅介護サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

第12条第3項に定める利用者・ご家族の個人情報の使用について同意しました。また、事業者より重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名

④

(家族または代理人) 住 所

氏 名

④

本人との続柄

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。また、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項を説明しました。

事 業 者 住 所 松本市波田 10070-7

事 業 者 (法人名) 一般社団法人ななつ星

代表者職・氏 名 萩原 ゆみ子

④

重要事項説明者職・氏 名 サービス提供責任者 小山京子

④